

平成27年3月2日

第3回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

議案の説明に先立ちまして、一言所見を述べさせていただきます。

国政においては、地方が活力を取り戻し、超高齢化社会における人口減少を克服するため、昨年11月21日に地方創生関連法案が成立し、また、平成27年度における地方財政対策でも地方創生への取り組みが1兆円規模で措置される等、国を挙げて地方の構造的な課題に取り組む動きが進んでいます。

本市としても、平成27年を『地方創生元年』と位置づけ、昨年10月に立ち上げました「倉吉市未来いきいき創生本部」を中心とした全庁横断的な取り組みのもと、喫緊の課題である少子高齢化、人口減少社会を見据えて、本市の特色・特性を活かした地方版総合戦略の策定を進め、一丸となって、市民の皆様と共に住みよいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

最近の市政を取り巻く動向として、まず、本市をはじめ、中部圏域の悲願でありました4年制の大学として鳥取看護大学が4月の開学に向けて着々と準備が進められており、地域医療を支える看護師の養成に加えて、鳥取短期大学と共に、若者の定住や地域活性化等のまちづくりに貢献いただけるものと大きな期待を寄せているところであります。

また、企業誘致や地元企業の事業拡大も順調に推移しており、新たな雇用の場の創出に繋がるとともに、誘致企業による新たなまちの魅力づくりに対する積極的なご協力もいただいているところであり、企業誘致の取り組みが雇用の創出に留まらず、新たな地域活性化の動きへ進展しつつあります。

これらの動向は、地方創生に繋がるものであり、各分野にわたる施策を一体的に取り組むことにより、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくり、「まち」が活力を取り戻すことで、若い世代が安心・安定して働き、結婚し、子どもを産み育てられる社会環境を作り出す好循環を確立することになるものと考えており、「地方版総合戦略」の策定においては、このような好循環を確立し、地域において心豊かな生活が確保できるよう、施策の検討に万全を期してまいります。

このような状況の中、平成27年度の予算につきましては、年末の衆議院の解散総選挙の影響を受けて国の予算編成が遅れたことから、新年度の地方財政対策が不透明な中での予算編成となりましたが、先月には臨時議会を開催し、議員各位のご理解のもと、いち早く議決していただいた補正予算と平成27年度当初予算を併せて一体的な14ヵ月予算として、迅速かつ機動的に直面する課題に対処するよう予算措置をしたものであります。

また、平成27年度の地方財政計画では、地方創生の取り組みに対する財源の確保や特別

枠の確保が行われたこと等により一般財源総額は前年度水準から増額となっておりますが、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は減額され、本市における地方税の伸び悩みにより、増収効果は限定的なものを見込んでおります。さらに、消費税率の改正に伴う社会保障の充実分等に充てる地方消費税交付金は前年対比3億円余の増額となっておりますが、社会保障関係経費は年々増大する傾向にあることから、より慎重に、財政運営を行っていく所存であります。

それでは、本定例議会に上程されました諸議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

補正予算案件	2件	
当初予算案件	17件	
条例案件	17件	
一般案件	2件	の合計38件であります。

初めに、議案第5号 平成27年度倉吉市一般会計予算についてご説明いたします。

平成27年度の主な事業につきましては、第11次倉吉市総合計画“くらしよし”ふるさとビジョンに掲げたまちづくりの骨格をなす主たる分野ごとに体系化した基本目標に基づき、順次ご説明申し上げます。

1. いきいき働くことができるまち【産業】

企業誘致や地域の産業振興、主産業である農業の振興による「しごと」・「ひと」づくりは、本市の活性化のための重点課題のひとつと考えており、また、地域資源の活用や新たなまちの魅力づくりによる交流人口の拡大にも取り組むものであります。

まず、企業誘致についてであります。

地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、平成26年度に債務負担行為の議決をいただいております医療機器関連企業の貸工場を建設する費用として13億1,700万円余を計上したほか、大谷工業団地の団地造成費用として1億3,700万円余を計上しております。

また、企業立地に係る誘致企業を支援するものとして補助金2億1,900万円余を計上しており、先月の臨時会で議決をいただいております3億円余と合わせると総額5億2,500万

円余の支援を行うものであります。

次に、中心市街地活性化事業についてであります。

中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を図るため、基本計画の策定・国の認可に向けた取り組みを推進し、認可に必要な法定協議会の運営を支援するもので、800万円余を計上しております。

次に、農業関係として、まず、多面的機能支払交付金事業についてであります。

農村地域の環境保全、地域振興を図るため、農業従事者と地域住民が共同して行う農地や農業用施設の環境保全の取り組みを支援するもので、1億4,700万円余を計上しております。

次に、鳥取梨生産振興事業についてであります。

梨果樹園の廃園防止と産地維持を図るため、「新甘泉」をはじめとした新品種の生産拡大や高齢化する生産者の低コスト・省力化及び体制強化の取り組みを支援するもので、1,700万円余を計上しております。

次に、地域特産品づくり事業についてであります。

極実スイカ等の地域特産品のブランド化を推進するため、市場における差別化による販売促進やPR活動を行う団体を支援するもので、50万円を計上しております。

次に、薬用作物産地確立支援事業についてであります。

耕作放棄地の活用、中山間地域の活性化を図るため、漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物の国内産地を目指し、地域条件にあった栽培技術等の最適化試験栽培を行うもので、100万円を計上しております。

次に、観光関係として、まず、ポップカルチャーによる観光客等誘致促進事業についてであります。

交流人口の拡大と地域産業の活性化を図るため、誘致企業と連携し、「レトロとクールの調和」という新たなまちの魅力づくりによる観光客等の誘致拡大を目指すもので、800万円を計上しております。

次に、関金温泉グランドデザインの推進についてであります。

関金温泉に賑わいと交流拠点を創出するため、若女将に加えて、さらに地域おこし協力隊1名を配置し、関金温泉グランドデザインに計画されているプロジェクトを推進し、また、元老舗旅館を活用した取り組みを行う団体を支援するもので、1,000万円余を計上しております。

次にシビックセンターたからや跡地整備事業についてであります。

観光振興による地域の活性化と市有地の有効活用を図るため、シビックセンターたからや跡地に観光客用の駐車場及びトイレ施設を整備するもので、9,200万円余を計上しております。

2. いつまでも健やかに過ごせるまち【福祉・健康・人権】

子育て中の若い世代が安心して働くことのできる環境づくりや高齢社会を見据えた誰もが安全・安心にいきいきと健康で過ごせる体制づくりの構築、また、女性が輝き、活躍できる社会に向けた男女共同参画社会の実現に取り組むものであります。

まず、子育て支援についてであります。

本年4月から施行される「子ども・子育て支援新制度」に基づく施策を推進するため、保育所運営では質と量の充実を図るものとして、公立保育所の運営費及び私立保育所、認定こども園への委託料、補助金の総額で17億4,000万円余を計上し、また、放課後児童クラブでは法律の改正により受入対象が小学6年生まで拡大されることとなり、利用児童の増加が見込まれる西郷、上灘の両小学校区にそれぞれクラブを増設するため、整備費3,500万円余を計上するとともに、公私立クラブの運営費として総額で1億1,000万円余を計上しております。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。

昨年4月の消費税率の改正に伴う低所得世帯及び子育て世帯への経済的負担を緩和するため、平成26年度に引き続き国庫補助により給付金を支給するもので、合わせて9,600万円余を計上しております。

次に、生活困窮者自立支援についてであります。

生活保護に到る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対して自立・家計の総合相談による支援や離職による住宅を失った生活困窮者の住居確保を支援するもので2,000万円余を計上しております。

次に、がん検診についてであります。

早期発見、早期治療による死亡者数の減少を図るため、医療機関等との連携による休日検診の実施や協会けんぽとの「健康づくり事業に関する包括連携協定」に基づく、普及啓発等の受診率向上を推進するもので、7,100万円余を計上しております。

次に、男女共同参画の推進についてであります。

男女共同参画社会の実現を図るため、「第4次くらし男女共同参画プラン」に基づく施策を展開するとともに、第5次プランの策定に向けた取り組みを行うもので、70万円余を計上しております。本市の各種審議会・委員会等の女性参画率は、平成27年1月末現在で29.9%となっており、今後においても積極的な参画機会の提供や地域における女性リーダーの養成を促進し、参画率の向上を図るものであります。

3. 活力に満ち、豊かな心と文化が息づくまち【教育・文化・コミュニティ】

子どもたちの豊かな心と確かな学力による健全育成を図るため、学校施設の整備、耐震化や地域、保護者等のご意見を伺いながら適正配置に向けたハードとソフトの両面の取り組みを推進するとともに、地域の文化財の保護や芸術活動の振興を図ります。また、「ひと」と「ひと」との繋がりを強めて、将来にわたり活力ある「まち」を築き上げるためにも積極的に移住者を受け入れるとともに、特色を活かした「まち」づくりの取り組みを行うものであります。

まず、小・中学校耐震化事業についてであります。

児童生徒の学習教育環境及び地域住民の災害時避難場所の安全確保を図るため、小学校5校、中学校2校の施設の耐震補強と老朽改修及び学習環境改善を行うもので、総事業費13億2,000万円余を計上し、平成28年3月末の耐震化率は、91.9%となる見込みであります。また、屋内運動場の天井、照明等の耐震補強と併せて天井照明のLED化を行うもので、総事業費2億7,000万円余を計上しております。

次に、小鴨小学校校舎増築事業についてであります。

児童数の増加による教室不足を解消し、きめ細かな指導を行う学校教育環境の確保を図るため、小鴨小学校の普通教室、少人数指導教室棟を増築するもので、設計委託料1,700万円余を計上しております。

次に、博物館耐震補強・老朽改修工事についてであります。

安全・安心な文化芸術の鑑賞環境を提供するため、倉吉博物館、倉吉歴史民俗資料館を本年9月から来年2月まで休館して耐震補強、老朽化対策工事を行うもので、1億5,000万円余を計上しております。

次に、指定文化財保存整備についてであります。

文化的景観の保全を図るため、国の天然記念物に指定されている波波伎神社社叢の立木の生育環境や周辺環境の緊急調査を行うもので、310万円余を計上しております。

次に、緑を守り育てる基金を活用した事業についてであります。

まず、緑の保全と緑化を推進するため、市指定の保存樹・保存林の保全に要する費用を支援するもので、80万円を計上しております。

また、緑豊かで潤いのある快適で安心・安全な公園施設を確保するため、八屋地内の旧国鉄跡地を芝生化する整備費として400万円を計上しております。

次に、定住対策についてであります。

定住人口の増加を図るため、移住定住を希望する人が円滑に市内に定住できるように支援を行うもので、相談窓口の充実・強化のため、相談員を1名増員して2名体制とするほか、店舗兼住宅の改修、家財の処分等の新たなメニューを加えた住宅取得支援として525万円、中山間地における移住者の生活及び住宅取得支援として2,500万円、お試し住宅を活用した移住定住の取り組みを行う団体を支援する補助金120万円等を計上しております。

次に、集落支援員活用事業についてであります。

住民自らが地域の現状認識や課題の整理をして集落の維持、活性化を図るため、現在3地区に配置しております支援員を4地区、4名を増員して計7名とし、地域の実情に応じた地域支援策を検討し、取り組みを推進するもので、1,300万円余を計上しております。

4. 安全・安心で快適に暮らせるまち【生活基盤・環境・防災】

市民生活は、安全・安心が第一であり、地域の自主防災組織の強化をはじめとした災害に強い「まち」づくりを推進するとともに、住みよい「ふるさと倉吉」の実現に向けた取り組みを行うものであります。

まず、打吹公園の整備についてであります。

市民の憩いの場である打吹公園を安心・安全で魅力ある都市公園とするため、羽衣池の太鼓橋、サル舎、遊歩道等の整備・改修を行うもので、2,500万円余を計上しております。

次に、大坪住宅建替についてであります。

「倉吉市営住宅長寿命化計画」に基づく安全で快適な住まい供給するため、現在進めております市営大坪住宅の整備促進を図るもので、実施設計、整備工事等の経費として6億2,000万円余を計上しております。

次に、防災倉庫建設事業についてであります。

災害時における迅速な備蓄物資の輸送体制を整えるため、老人福祉センター跡地に備蓄物資を収蔵しておく防災倉庫を設置するもので、実施設計、整備工事等の経費として

3,000万円余を計上しております。

次に、公共施設へのAED（自動体外式除細動器）設置についてであります。

公共施設利用者の安全を確保するため、地区公民館、保育園、温水プール等の公共施設に計21台のAEDを設置するもので、170万円余を計上しております。

また、その他の事業といたしまして、マイナンバー社会保障・税番号制度に係るシステム改修、公共施設等総合管理計画の策定業務、市職員の労務管理を行う勤務管理システムの導入などの経費を計上しております。

これらの結果、一般会計当初予算総額は、292億1,640万6千円、平成26年度5月補正後の肉付け予算に比べ11億4,931万4千円、4.1%の増で過去最大規模の当初予算となっております。

また、議案第6号から議案第20号まで計15の平成27年度の各特別会計については、特別会計の総額で164億1,305万4千円、昨年度当初予算に比べ8億22万7千円、5.1%の増となっております。

次に、議案第21号 平成27年度倉吉市水道事業会計予算についてであります。

収益的収支におきましては、給水収益7億552万4千円を見込み、支出におきまして、水道施設の耐震簡易診断等を予定しております。

また、資本的収支におきましては、老朽化した水道管を約3.2kmにわたり布設替えるなど工事費に2億2,225万8千円を計上し、その財源としましては、企業債1億170万円の借り入れ、建設改良積立金1億671万3千円の取り崩し等を予定しております。

支出総額は、収益的支出、資本的支出あわせて前年度比1.6%減の12億6,173万7千円を計上し、結果、当年度純利益は7,653万4千円を予定するものであります。

以上、当初予算の概要をご説明いたしました。

次に、議案第3号 平成26年度倉吉市一般会計補正予算(第10号)について、ご説明いたします。

平成26年度3月補正予算については、年度末までの決算を見込んだものなどの補正予算を編成したもので、3億円余を減額し、補正後の予算総額を300億3,000万円余としたものであります。

次に、議案第4号 平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、

国の補正予算に係る事業の前倒しを行うもので、4,700万円を計上し、補正後の予算総額を31億5,000万円余としたものであります。

次に、議案第22号 倉吉市事務分掌条例の一部改正についてであります。

工事検査の中立性及び独立性を高めるため、工事検査に関する事項を、工事の執行を行わない会計課に分掌させるよう、建設部の分掌事務から除くものです。

次に、議案第23号 倉吉市行政手続条例の一部改正についてであります。

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部が改正され、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたこと等に伴い、本市においても同様の規定を設けるものです。

次に、議案第24号 倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6の規定に基づく配偶者同行休業の制度を創設するよう、倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定するものです。

次に、議案第25号 特別職の職員の給与等に関する条例等の一部改正についてであります。

昨今いじめ問題など、児童生徒の生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中で、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化及び地方に対する国の関与の見直し等を図

るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」といいます。）が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。改正法では、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長（以下「新教育長」といいます。）が設置されることにより、教育委員長制度が廃止されます。また、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員となるなど、新教育長の任命等に変更が生じたため、これに伴う関係条例の整備を行うものです。

また、平成26年12月期について引上げを行った議会の議員、市長及び副市長並びに教育長の期末手当の支給割合について、平成27年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合の均衡を図るため、特別職の職員の給与等に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第26号 倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

倉吉市職員の給与について、本年度の人事院勧告及び他市の状況等を勘案し、改定を行うよう、倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。また、非常勤職員に通勤に要する費用及び公務のための旅行に要する費用を弁償するよう倉吉市職員の給与に関する条例、倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第27号 倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正についてであります。

本年の給与制度の総合的見直し、給料月額を算定基礎としている退職手当の支給水準に及ぼす影響に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、本市においても所要の改正を行うものです。

次に、議案第28号 倉吉市特別会計条例の一部改正についてであります。

高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業会計は、資金の最終の償還期が平成26年9月に到来し、また、起債償還も平成26年3月に終えていることから、このたび、高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業会計を廃止するよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第29号 倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてであります。

倉吉市文化基金について、ハード整備に限らない市民の文化芸術の振興に資するソフト事業についても基金の設置目的に加えることにより、基金のさらなる活用を図るよう、倉吉市文化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正するものです。

あわせて、他の基金条例の題名及び運用と同様の取扱いとするよう所要の改正を行うものです。

次に、議案第30号 倉吉市手数料条例の一部改正についてであります。

住宅性能表示制度の改正により、長期優良住宅建築等計画の認定申請の際に住宅性能評価書を添付した申請を受け付けるよう、この認定事務に係る手数料を定めるものです。また、建築基準法の改正により、建築主が構造計算適合性判定を都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請できることとなったため、構造計算適合性判定の手数料を削除することとし、あわせて、建築物等の仮使用が承認制度から認定制度へと変更になることから、倉吉市手数料条例に所要の改正を行うものです。

次に、議案第31号 倉吉市行政財産使用料条例の一部改正についてであります。

学校体育館の屋根などを太陽光発電設備に使用させるため、その使用料について規定するよう倉吉市行政財産使用料条例に所要の改正を行うものです。

次に、議案第32号 倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定についてであります。

公共施設等の機能の保全及び美観の維持を図るため、長期にわたり公共施設等に放置されている自動車を適正に処理するため、倉吉市公共施設等における放置自動車の適正な処理に関する条例を制定するものです。

次に、議案第33号 倉吉市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてであります。

平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育に関する利用者負担額に関し必要な事項を定めるため、倉吉市子どものための教

育・保育に関する利用者負担額を定める条例を制定するものです。

次に、議案第34号 倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例の一部改正についてであります。

生活管理指導短期宿泊事業について、市が社会福祉法人等に支払う委託料単価を改定することに伴い、当該事業の利用に係る手数料の額を改めるよう、倉吉市高齢者介護予防及び生活支援事業手数料の徴収に関する条例に所要の改正を行うものです。

次に、議案第35号 倉吉市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、市が厚生労働省令に従い、及び参酌して定めることとされている指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第36号 倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定、及び議案第37号 倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、倉吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等及び倉吉市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準については、それぞれ厚生労働省令に従い、又は参酌して市条例で定めることとされたため、当該条例を制定するものです。

次に、議案第38号 倉吉市特別用途地区における建築物の建築の制限に関する条例の制定についてであります。

本市の都市機能をコンパクトに集積したものとすることを目的として、大規模な集客施

設の立地に一定の制限を行うこととするため、建築基準法第49条第1項の規定に基づき、倉吉都市計画特別用途地区として定める大規模集客施設制限地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるよう倉吉市特別用途地区における建築の制限に関する条例を制定するものです。

次に、議案第39号 財産の取得についてであります。

大谷工業団地において、企業の事業拡大に対応するため、工場用地として土地売買仮契約を締結いたしましたので、財産取得について、地方自治法第96条第1項第8号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてであります。

本市と圏域4町との間で締結している定住自立圏形成協定を一部変更するため、倉吉市議会の議決すべき事件に関する条例第2条及び同協定第6条後段の規定により、本市議会の議決を求めるものです。これは、思春期保健対策の取組を推進すること、及び圏域に進出した企業による雇用創出を促進するための奨励制度を創設することについて、新たに協定を追加するもののほか、その他の必要な見直しを行うものです。

以上、今回提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。